さわらび学園における家族支援(事後指導) の取り組みについて

さわらび学園 家族支援担当 加藤亮太

はじめに

平成23年3月11日 東日本大震災

震災後の様子





グラウンドの様子

子どもたちの様子

さわらび学園(児童自立支援施設)について

児童自立支援施設とは

・児童福祉法に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び 家庭環境やその他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入 所させ、又は保護者の下から通わせて個々の状況に応じて必要な指導を 行い、その自立を支援し、あわせて退所したものについて相談、その他の 援助を行うことを目的とする施設

児童自立支援施設に至る背景

平成6年 児童の権利に関する条約批准

- ・児童を単に保護・養育する対象として捉えるのではなく、その人格と主体性を尊重しつつ調和のとれた成長発達を支援していくべき
- 平成9年児童福祉法改正
- ・名称の変更「教護院」→「児童自立支援施設」
- ・従来の「不良行為をなし又はなすおそれのある児童」に加え「家庭環境その他 の環境上の理由により生活指導を要する児童」を新たな対象とした。
- 平成16年児童福祉法改正
- ・退所した児童にアフターケアを行うことが明記された。

全国の児童自立支援施設の状況

- ・全国に58か所(国立2、都道府県立・市立54、私立2)
- 約2,000人の児童が生活している。
- •さわらび学園の状況

自立支援について

自立の支援とは、施設内において入所者の自立に向けた指導を行うことの他、入所者の家庭環境調整や退所後も必要に応じて助言等を行うことを通じ、入所者の社会的自立を支援すること等をいうもの

(平成10年厚生省児童家庭局長通知)

家族支援(家庭支援専門相談員)について

・平成11年 乳児院に家庭支援専門相談員の配置

•平成16年 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施

設に家庭支援専門相談員の配置が拡大

• 平成23年6月 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設に家庭支

援専門相談員の配置が義務化

家族支援担当の業務について

- ①保護者等への早期家庭復帰等の業務
- ②退所後の児童に対する継続した生活相談
- ③里親委託促進のための業務
- 4 養育里親における養子縁組促進のための業務
- ⑤地域の子育でに対する育児不安解消のための相談・支援等
- ⑥要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画
- <u>⑦施設職員への助言・指導及び処遇会議への出席</u>
- ⑧児童相談所等関係機関との連絡調整
- ⑨その他業務遂行に必要なこと

家族支援担当の配置の状況

平成23年10月家庭支援専門相談員の業務に関する調査から

- ・専任配置(常勤) 4施設 宮城県さわらび学園、大阪府立子どもライフサポートセンター、島根県立 わかたけ学園、岡山県立成徳学校
- 専任配置(非常勤)5施設千葉県生実学校、岐阜県立わかあゆ学園、静岡県立三方原学園、三重県立国児学園、沖縄県立若夏学院)
- •兼任配置 22施設

さわらび学園の現状から

- ・学園の入所期間だけで社会に適応できるか
- ・家族、学校、地域での関係の薄さ、孤立感、似たもの同士、集団への帰属
- •15、16歳の子どもが生きていくには厳しすぎる社会 結果としての余後の悪さ

さわらび学園の取り組み

児童の最善の利益のために、施設全体、職員が団結して行うシステムの必要性

「ALL さわらび」

- ・管理運営要綱の制定(平成21年12月)
- ・生活指導委員会の設置(平成21年12月)
- ・児童自立支援プログラムの見直し(平成22年12月)
- ・心理職員の専任配置(平成21年4月)

さわらび学園での家族支援について

- 平成22年4月1日 家族支援担当(専任)を配置
- ・入所児童の家族調整及び事後指導(アフターケア) の充実
- ・児童自立支援プログラムの中での位置づけ(リービングケア)

家族支援のこれまで

- -家庭調整は児童相談所の役割
- ▶アフターケアは、寮長、担当が入所児童の処遇をしながらの対応。(タイムリーな対応が困難、電話での報告が主、時間外対応、時間の経過とともに状況把握が難しくなる等)

平成21年度の結果

(平成20年4月1日~平成21年4月9日)

事後指導対象児童 18名

- •施設入所、再入園等 3名(児童養護施設1名 少年院2名)
- ・進学児童(専門学校・特別支援学校含む)6名 継続3名 退学2名 不明1名
- -課題未達成 2名(国立1名 少年院1名)
- •不明 6名

平成22年度の結果 (平成21年7月17日~平成23年3月31日)

事後指導対象児童 18名

- •施設入所、再入園等 7名(再入園4名 国立1名 情短1名 少年院1名)
- ・進学児童(専門学校・特別支援学校含む)8名(継続2名 退学5名 休学1名)
- ・課題未達成 1名(少年院)

平成23年度の状況

(平成23年4月1日~平成23年12月31日)

事後指導対象児童 14名

- ·施設入所、再入園等 O名
- ・進学児童(専門学校・特別支援学校含む)10名(継続6名 退学1名 怠学3名)
- ·課題未達成 O名

専任で配置すること

- ・タイムリーに動けること、スピード、早期対応
- ・全体を一括して進行管理できること(退園生同士のつなが り等)
- ・寮処遇に対する客観性の確保(寮処遇への助言、支援)

家族支援担当として見えてきたこと

- ・退園してほとんどの児童がつまずいていること
- ・退園後の具体的な生活イメージができていないこと
- ・児童と保護者との関係が上手くいっていないこと
- ・目標(夢)がもてないこと
- •関係機関(児相、学校)との共通理解や連携が十分に図られていないこと
- 養護的な要因等から退園できない児童がいること
- 結果として児童が孤立していく状況があること

今後に向けて(何をしていくか)

学園として

- ・年長児の受け入れ、自立(18歳)まで継続した支援を行うために 年長児・特別寮の設置の必要性
- ALLさわらびのシステムを定着させていくこと

家族支援担当として

- リービングケアの更なる充実を図ること
- ・退園にむけての生活課題を具体的に児童に示し、意識づけを図ること(個別指導、6者協議)
- ・退園にむけての児童と保護者の適切な関係、距離間を構築させること(特別帰省等)
- -家庭調整及び保護者の課題整理のため保護者への積極的な働きかけを行うこと(アウトリーチ)
- ・関係機関(児相、学校等)に対し、児童及び家族理解への共通認識を主体的に図っていくこと (戦略的打ち合わせ)
- ・ハードとして、退園後つまずいたときの受け皿としての年長児・特別寮の設置の必要性

最後に

- さわらび学園は県立の施設だからこそ様々な児童の受け皿となっている。
- さわらび学園と職員は、困っている子どもと親にとことん寄り添っていく。
- ・さわらび学園の存在はみやぎの一人ひとりの児童が幸せになるためにある。